

環境 KANKYO NIKKO

にっこう

No.24

2015/4

発行 日光市役所産業環境部環境課
〒321-1292
今市本町1番地（本庁第4庁舎1階）
TEL 21-5152 FAX 21-5128
Eメール kankyoun@city.nikko.lg.jp



奥日光清流清湖フォトコンテスト2014 一般の部「会長賞」
「清流に遊ぶ」 仲川 弘道

10周年記念企画

ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」

第1回

栃木県土の約4分の1を占める日光市は、自然や景観など多彩で豊富な環境資源に恵まれています。その中でも、湯ノ湖・湯川・戦場ヶ原・小田代原の「奥日光の湿原」は、2005（平成17）年11月8日に「ラムサール条約登録湿地」となり、今年には登録10周年を迎えます。

※1 ラムサール条約とは

ラムサール条約とは、水鳥にとつて重要な湿地とそこをすみかとする生きものを世界の国々が協力して守ることを決めた条約のことで、1971（昭和46）年に定められました。

日本は1980（昭和55）年に加盟し、奥日光の湿原のほか、鉦路湿原、尾瀬、琵琶湖など全国46カ所の湿地が登録されています。

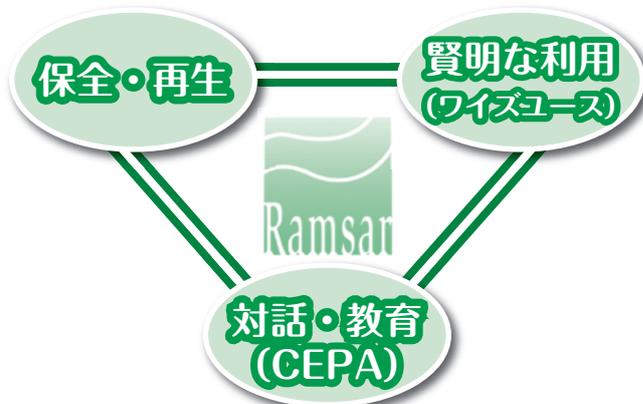
ラムサール条約は、国際的に重要な湿地の保全と、その恵みを持続的に活用することを目的としています。

このため、地域の伝統的な文化や生活を改めて見直し、「湿地の保全」と「賢明な利用」（ワイズユース）のバランスをとることが非常に大切です。

※1 ラムサールライラの都市をいいます。



ラムサール条約登録湿地イメージ



保全・再生	私たちの生活を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全と再生（植林・清掃、外来生物駆除など）を行っています。
賢明な利用 【ワイズユース (wise use)】	湿地の生態系を維持しつつそこから得られる恵みを持続的に活用することです。湿地の恵みを活かしたブランド米の生産、自然環境に配慮した観光などを行っています。
対話・教育 【CEPA※2】	対話（情報交換等）、教育、参加、啓発活動を進めていくことです。地域の人々が参加するワークショップ、環境学習などを行っています。

※2 C=Communication（広報）
E=Education（教育）
P=Participation（参加）
A=Awareness（普及啓発）

住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度のご案内

市では、平成27年度も、引き続き、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を行います。この事業は、市民の皆様による再生可能エネルギー利用を支援し、地球温暖化防止対策を推進するために行うものです。

step1

住宅用太陽光発電システム設置工事 完了

- ・電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結し、電力需給開始
- ・低圧配電線及び逆潮流ありで連携
- ・最大出力10kW未満で未使用

step2 住宅用太陽光発電システム設置費補助金 交付申請

【申請期間】 電力需給を開始した日から6カ月を経過する日まで

【申請書提出先】 環境課

【必要書類】 環境課窓口や市のホームページから入手できます

【対象者（次のいずれかの方）】

ア 自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した方

イ 太陽光発電システムの設置が完了している市内の住宅を自ら居住するために購入した方

【対象にならない方】

- ・過去にこの補助金を受けた住宅
- ・市税及び公共料金に滞納がある方

日光市 審査・補助金の交付

太陽電池最大出力（単位kW。小数点以下3桁目切捨て）×3万円（千円未満切捨て）
※補助金の上限額は12万円です。予算の範囲内での交付になります。

『異常水質』を起こさないために

『異常水質』とは、河川や湖などに油や薬品類が流入したり、水質の異状によって魚が死んでしまったりすることをいいます。河川などにこれらが流入すると、河川水を利用する水道の取水停止、農業・漁業等への被害が発生するおそれがあります。

【異常水質の原因】

- ・給油中のミスによる油流出事故
 - ・給油タンクや貯油施設からの漏えい事故
 - ・適切に処理されていない生活排水の排出
 - ・工場や事業場からの有害物質や汚水の流出 など
- ☆異常水質を起こさないためにも作業や施設の点検を行いましょ！☆

『異常水質』を起こしてしまうと・・・

異常水質は起こした人（原因者）の責任です。

原因者は、事故の影響がなくなるまで、措置を行う必要があります。

また、消防や市町、河川管理者が講じた対策の費用負担や、被害に対する損害賠償を求められることがあります。





家庭から出るごみをまとめて置く場所を「ごみステーション」といいます。ごみステーションの管理は、利用する皆さんにお願いしています。

利用者が互いに気持ちよく使えるよう、ごみステーション利用ルールを守り、清潔に管理するようご協力をお願いします。

◆ごみステーション利用ルール

ごみステーションは、利用する皆さんが維持管理する共同施設です。曜日ごとに決められた収集日にごみを出すようにしてください。

- ごみは、収集当日の朝8時30分までに出してください。
- 決められた収集日以外にごみステーションに出すことはやめましょう。
- 住んでいる地域外のごみステーションに出すことはやめましょう。
- 事業活動に伴うごみは、ごみステーションに出せません。

◆収集できないごみ

ごみステーションに下記のようなごみがあった場合は、黄色の貼紙をして取り残します。貼紙に収集できない理由が記載してありますので、指示に従って適切に処分してください。

- 分別されていないごみ
- 決められた収集日以外に出されているごみ
- 粗大ごみ（一辺の長さ60cm以上もしくは重さ10kg以上、分解してあっても収集しません。）
- 商店、飲食店、事務所などから出る事業活動に伴うごみ
- タイヤ・テレビなど市が処理できないごみ
- 不透明な袋に入っているごみ
- カセットボンベやスプレー缶に穴をあけるなど必要な処理がされていないごみ

このごみは 収集できません

収集できない理由

- レ 分別されていません。【可燃・不燃・資源】に分別してそれぞれの収集日に出してください。
- 可燃ごみです。可燃の収集日に出してください。
- 資源物（空き缶・空きびん・ペットボトル・古紙）です。資源の収集日に出してください。
- 不燃ごみです。不燃の収集日に出してください。
- 粗大ごみ（有料）と思われます。直接リサイクルセンターに持込むか戸別収集を依頼してください。
- 事業系ごみ（有料）と思われます。分別してそれぞれ直接お持ちください。
- 市で収集または処理できないごみです。販売店または専門処理業者に依頼してください。
- 透明（半透明）な袋ではありません。中身が分かる袋に入れて出し直してください。
- その他 { }

詳しくは日光市「ごみの分け方と出し方」をご覧ください。

日光市廃棄物対策課（今市本町）TEL 21-5138
可 燃：日光市クリーンセンター（千本木）TEL 22-7762
不燃等：日光市リサイクルセンター（町谷）TEL 21-7221

◆カラスネットの貸し出し

箱型のごみステーションが設置できない場所にはごみ飛散防止ポリエステルネット（カラス除けネット）を貸し出しています。また、貸し出し後5年以上経過して、破れてしまっているネットは新しい物と交換できます。くわしくは、自治会の環境美化委員にご相談ください。

◆ごみステーションの設置・変更

ごみステーションを設置・変更するときには設置基準があります。事前の相談もなくごみステーションの場所を変更してしまうと収集もれなど、トラブルの原因になります。設置・変更するときには事前に各地域の環境美化委員を通じて廃棄物対策課にご相談ください。

奥日光保全活動

湯ノ湖や中禅寺湖、それらをつなぐ湯川に含む奥日光水域は、全国でも屈指の自然景観を形成し、その清らかな水は、わたしたちにさまざまな恵みややすらぎを与えてくれます。

自然の恵みと美しい水環境を将来にわたって守り続けていくために、国、栃木県、日光市などが参画し、「奥日光清流清湖保全協議会」を設立しています。

協議会は、コカナダモの外来種駆除や、水環境の保全啓発活動を行っています。



湯ノ湖のコカナダモの刈取りには、11月という大変寒い時期にも関わらず、地元をはじめとした93名の多くのボランティアの方々にご参加いただきました。こうした皆さんの地道な活動に支えられて、奥日光の水環境は守られています。

【平成26年11月14日(金) 湯ノ湖コカナダモ 刈取りの様子】

【平成26年度のそのほかの活動】

時期	活 動 内 容
8月	中禅寺湖湖上学習会
9月	水環境保全講演会
10月	水環境保全セミナー

奥日光清流清湖フォトコンテスト 2014入賞者

奥日光清流清湖保全協議会では、今年度、奥日光の「水辺」と「いきもの」をテーマにしたフォトコンテストを実施しました。その結果、県内外から一般の部、ジュニアの部合わせて449作品の応募があり、その中から一般の部16作品、ジュニアの部6作品の入賞作品を選定しました。部門別の会長賞は、次の作品です。



一般の部

会長賞 「清流に遊ぶ」

ながわ
仲川

ひろみち
弘道

ジュニアの部

会長賞 「虹の朝」

おち
越智

ゆうしん
優心

※一般の部会長賞の写真は1ページに掲載しています。
ジュニアの部会長賞の写真は次号で掲載の予定です。